住所　大阪市阿倍野区文の里４丁目21番25—503号
　スボロト・マジ　昭和58年７月20日生
住所　大阪市鶴見区今津中４丁目４番８号
　孫穎　昭和46年４月24日生
住所　大阪市西成区玉出東１丁目４番27—503号
　裵裕賀子　昭和60年６月13日生
住所　京都市右京区西院平町31番地
　林好孝　昭和24年11月11日生
住所　神戸市垂水区宮本町２番12—304号
　王思陽　昭和60年10月18日生
　王紀尊　平成26年11月29日生
住所　神戸市須磨区行幸町３丁目５番36号
　金由香里　昭和39年７月30日生
　金朱里　平成２年10月30日生
住所　神戸市長田区水笠通１丁目１番23号
　徐陽一　昭和63年８月16日生
住所　神戸市西区玉津町新方518番地１
　李拓　昭和60年６月30日生
住所　神戸市中央区下山手通３丁目11番３号
　関祺昌　昭和27年６月16日生
住所　兵庫県川西市出在家町21番２号
　金強　昭和39年９月21日生
　金佐智子　昭和37年７月15日生
住所　兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘２丁目28番地６
　趙真樹　昭和57年３月２日生
住所　兵庫県姫路市大津区西土井123番地20
　韓根洙　昭和48年12月５日生
　牟潤麗　昭和48年９月30日生
　韓相峰　平成11年５月11日生
　韓琴寧　平成12年10月１日生
　韓星寧　平成16年１月23日生
住所　愛知県小牧市応時１丁目245番地２
　夫勝弘　昭和61年９月13日生
住所　名古屋市西区枇杷島５丁目26番14号
　徐松男　昭和26年６月４日生
住所　東京都練馬区大泉学園町２丁目23番50号
　韓福琴　昭和48年１月３日生
住所　東京都世田谷区松原１丁目31番10号
　金優子　昭和49年９月17日生
住所　愛知県春日井市東山町2345番地1863
　崔夕子　昭和51年11月13日生
住所　愛知県西尾市楠村町明神後19番地７
　金永基　昭和28年５月19日生
　鄭麻利子　昭和30年10月13日生
　金真奈美　昭和58年１月１日生
住所　愛知県西尾市楠村町野中10番地３
　金望美　昭和61年２月11日生
住所　名古屋市南区粕畠町３丁目20番地１
　韓楽　昭和56年３月３日生
住所　名古屋市名東区豊が丘2510番地
　周夏世　昭和44年６月１日生
　崔菜菜子　平成10年12月20日生
　崔萌萌子　平成12年12月４日生
住所　山口県下関市王喜本町３丁目２番５号
　李百恵　昭和48年８月29日生
住所　山口県防府市桑山２丁目９番７号
　梁泰司　昭和57年10月３日生
住所　神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋593番地60
　朴輝旭　昭和52年９月６日生
住所　千葉県習志野市本大久保１丁目４番28—104号
　オノ・カイト　平成23年３月19日生
　オノ・リクト　平成25年５月22日生

○外務省告示第三百号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十七年第二百七十号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十七年七月二十日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号４（b）、第一三三三号８（c）、第一三九〇号２（a）、第一九八八号１（a）及び第一九八九号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年八月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

別表の５１２．及び６８８．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

512.　モハンメド・アル・ガブラ（別名：(a)モハンメド・エル・ガブラ(b)ダニアル・アダム）
MOHAMMED AL GHABRA (a.k.a.: (a)Mohammed El' Ghabra (b)Danial Adam)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1980年６月１日
出生地：Damascus, Syrian Arab Republic
国籍：英国
旅券番号：英国旅券　094629366
ＩＤ番号：不明
住所：East London, United Kingdom
国連制裁委員会による指定日：2006年12月12日（2011年12月13日及び2015年７月20日に改訂）
その他の情報：父親の名前はMohamed Ayman Ghabra。母親の名前はDalal。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2009年10月５日に終了した。

688.　削除

○厚生労働省 農林水産省告示第三号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十七年八月十日付けをもって認定業務規程の変更を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正

一　認定業務規程を変更した指定認定機関の名称及び住所並びに当該認定業務規程に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
公益社団法人日本べんとう振興協会	東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十五号	大量調理型主食的調理食品

二　変更された指定認定機関の認定業務規程

変更された指定認定機関の認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和五十二年十月八日農林省告示第千十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十七年九月二十日から施行する。

平成二十七年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のハンバーガーパティの日本農林規格により格付の表示が付されたハンバーガーパティについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十九年三月十九日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第二千九号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、地鶏肉の日本農林規格（平成十一年六月二十一日農林水産省告示第八百四十四号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十七年九月二十日から施行する。

平成二十七年八月二十一日

農林水産大臣　林　芳正